

【アメリカ】 学校の食物アレルギーに関する連邦法

海外立法情報課長 ローラー ミカ

* 食物アレルギーを持つ米国の子どもの割合は増加傾向にある。2013年11月13日、小学校及び中・高等学校にアドレナリン(いわゆるエピペン)常備を義務付け、かつ、研修を受けた教職員にその投与の権限があるとしている州を連邦の関係補助金において優先的に扱う法案が成立した。

1 立法の背景

米国では5%余りの子どもに食物アレルギーがあり、この割合は増加する傾向にある。また、そうした子どもの16%~18%が学校において食物摂取によるアレルギーの発症を経験しているという。一方、食物等が原因の学校でのアナフィラキシーショックの25%は、それまでアレルギーと診断されたことのない生徒が発症したものであるという報告もある。

米国では学校教育は原則として各州に委ねられ、連邦政府は関連の補助金の交付等により間接的に関与している。学校における食物アレルギーに関する予防と緊急時の対策も1990年代後半から州ごとに取り組まれてきた。その結果、学校でのアナフィラキシーショック発症時のアドレナリン注射薬の使用について、ほぼ全ての州において処方箋を交付された者への投与を法令で定めている。さらに、イリノイ州(2010年)、バージニア州(2012年)の食物アレルギーによるアナフィラキシーショックで生徒が死亡した学校事故等を受け、学校にアドレナリン注射薬を常備して緊急時に処方箋のない者にも投与を可能とする州法導入の動きが、近年急速に進んでいる(注1)。

2 学校における緊急時アドレナリン・アクセス法

こうした中、2013年11月13日に成立した連邦法「学校における緊急時アドレナリン・アクセス法(P.L.113-48)」は、補助金交付をインセンティブとして、公立の小学校及び中・高等学校がアドレナリン注射薬を常備して、教職員が処方箋のない生徒にも緊急時に投与できる体制の整備を各州に促す内容となっている。具体的には、合衆国法典第42編第280g条第(d)項を改正し、新たに規定する次の事項を公立学校に義務付けている州を関係の補助金の交付について優先的に取り扱う旨を定めている。

- ①研修を受けた教職員(注2)は、アナフィラキシーショックを発症していると信ずるに足る理由のある自校の生徒にアドレナリン投与をすることができること。
- ②当該生徒への投与の目的で、研修を受けた教職員が容易にアクセスできる安全な場所にアドレナリンを常備すること。
- ③学校運営時間中、研修を受けた教職員1名以上が常に構内にいるよう計画をたてること。

加えて、こうした投与を行う教職員の責任に関し、州が、州の民事責任制限法令を検討、適用を決定して、当該教職員に十分な免責を与えている旨の州司法長官の証明書を連邦保健福祉長官に提出することが求められている。

20余の州が、すでに教職員による処方箋のない生徒への投与やアドレナリン注射薬の常備に関する何らかの法律を制定しているが、予算上の制約もあり（注3）、義務化しているのはバージニア州等少数にとどまり、推進団体からは今回の連邦法の効果に期待する声が上がっている。オバマ大統領は、法案署名の際、自分の娘もピーナッツのアレルギーがあり、これはすべての親が理解する問題だと述べたという。

3 学校での食物アレルギー対策に関する連邦ガイドラインの策定

ほぼ時期を同じくして、2013年10月末に連邦レベルで初の学校における食物アレルギー対策に関するガイドラインが保健福祉省疾病対策予防センター（CDC）により公表されている（注4）。これは、2011年に成立した「食品医薬品局（FDA）食品安全近代化法（P.L.111-353）」の第112条の定めるところにより、CDCが連邦教育省と協力して策定を進めてきたもので、同法には、このガイドラインの使用が任意であり、各州法に代わるものではない旨が明記されている。ガイドラインは、学校における食物アレルギー対策に関して、①日常の管理、②緊急対応、③教職員の研修、④子どもと家族の教育・啓蒙、⑤安全な教育環境作りの5項目について指針を示し、さらに、学校区、学校及び就学前教育それぞれにおいて管理運営者、学校医療関係者、教員、給食スタッフ、スクールバス運転手等関係者別に取るべき行動を記載したものとなっている。

注（インターネット情報は2013年12月16日現在である。）

(1) 州の取組と動向については、次の資料を参照。ローラーミカ「学校における食物アレルギー対策と緊急時対応—アメリカ各州の立法動向—」『外国の立法』257号, 2013.9, pp.133-138.

<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8301170_po_02570007.pdf?contentNo=1>

(2) 研修を受けた教職員とは、小学校又は中・高等学校において、①学校長等により、雇用目的外で任意（voluntary）にアドレナリン投与の役割を任せ、②投与の研修を受け、③その研修が適切な医療基準を満たし、学校の適切な管理職員による文書で証明されている者をいう。

(3) エピペンを販売するマイラン社は全米の学校に4本ずつエピペンを無償提供するプログラムを実施し、学校でのアドレナリン注射薬の常備に関する法案成立のため、各州議会で激しいロビー活動を展開しているという。“Tiny Lifesaver for a Growing Worry,” *New York Times*, September 7, 2012. <http://www.nytimes.com/2012/09/08/business/mylan-invests-in-epipen-as-child-allergies-increase.html?pagewanted=all&_r=0>

(4) Centers for Disease Control and Prevention, *Voluntary Guidelines for Managing Food Allergies in Schools and Early Care and Education Programs*, Washington, DC: US Department of Health and Human Services, 2013.

<http://www.cdc.gov/healthyyouth/foodallergies/pdf/13_243135_A_Food_Allergy_Web_508.pdf>